

こどものみらい応援プラン

〈各務原市こども計画〉

令和7年度～令和11年度



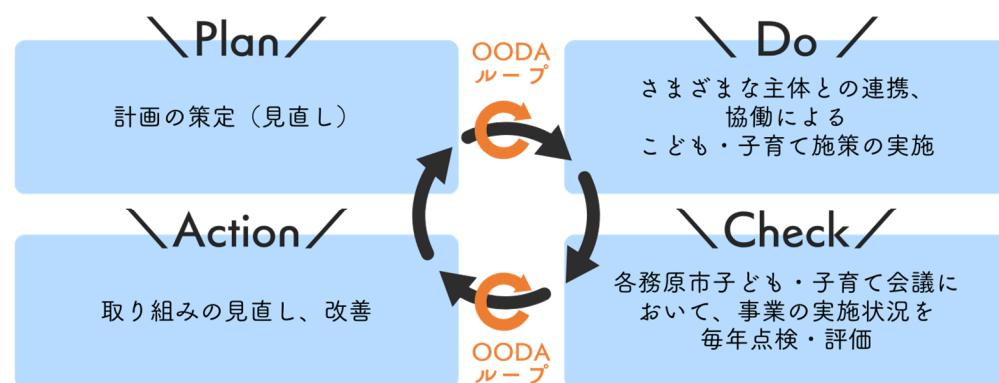
5 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用量の見込みと確保方策

幼稚園や保育所（園）などの教育・保育施設、利用者支援事業や放課後児童健全育成事業などの地域子ども・子育て支援事業について、ニーズ調査や利用実績、計画期間のこどもの人口推計などを踏まえた利用量の見込みと確保方策を定め、必要な子育て支援サービスを提供していきます。

6 計画の推進

計画の効率的・効果的な推進を図るため、P D C Aサイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））による進行管理を行います。また、毎年度の取り組みの進捗状況を「各務原市子ども・子育て会議」に報告し、同会議において点検・評価を行うことで基本理念の達成に向けた効果検証、施策の改善、充実を図ります。

計画期間において、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズを常に把握し、的確に対応するため、P D C AサイクルにO O D Aループの考え方を取り入れ、より効果的に施策を推進します。



O O D Aループは、Observe（観察）、Orient（状況判断）、Decide（意思決定）、Act（行動）の4段階を繰り返すことによって、現状を把握・分析し、時代や環境の変化に即応し、迅速に意思決定を行っていく手法です。

1 計画策定の趣旨

各務原市では、「子ども・子育て支援法」に基づき、「各務原市子どものみらい応援プラン（各務原市子ども・子育て支援事業計画）」を2期にわたって策定し、その計画的な推進に取り組んできました。

こうした中で、「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。同年12月には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」を目指し、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

「各務原市こどものみらい応援プラン（各務原市こども計画）」は、本市の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するためのものとして、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」を含め、こども・若者に関する計画を一体的に策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める「市町村こども計画」であり、本市におけるこども施策に関する事項を定める計画です。また、本計画は、「こども基本法」第10条第5項に定められているように、次のこども施策に関連する計画を含むものとします。

- 「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に定める「市町村子ども・若者計画」
- 「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に定める「市町村計画」
- 「子ども・子育て支援法」第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- 「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に定める「市町村行動計画」
- 「母子保健計画策定指針」を踏まえた「母子保健計画」

3 計画の対象

本計画では、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等を広く対象とします。

各務原市 HP



プラン本編はこちらから
ご覧いただけます！

子育て応援サイト
「ポケット」

各務原市の子育て情報を
発信しています！

各務原市
こどものみらい応援プラン
〈各務原市こども計画〉

概要版

発行日：令和7年3月
発行元：岐阜県 各務原市 健康福祉部 子育て応援課
住 所：〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
T E L：058-383-1111（代表）

市の組織改正のため、令和7年度から下記のとおり変更となります。
各務原市 健康福祉部 こども政策課

4 市の取り組み

基本理念

すべての子どもと親がしあわせを実感できるまち
～みんながつながる笑顔あふれるみらい～

基本目標 I

子どもまんなか社会の実現に向けた環境づくり

すべての子ども・若者が、個人として尊重され、差別的取扱いを受けず、健やかに成長できるよう、「こども基本法」や子どもの権利について理解を深めるための情報発信や啓発を行います。また、子ども・若者が、安全で安心して過ごすことができる多様な居場所づくりを推進します。

施策

1 子ども・若者の権利を守るための環境づくり

- ① 子どもの権利に関する理解促進
- ② 子ども・若者の意見表明機会の充実

2 こどもの多様な居場所づくり

- ① 子ども・若者の多様な居場所づくり
- ② 遊び・体験の場の充実

基本目標 II

ライフステージを通じた切れ目ない保健・医療の提供

妊娠前から妊娠期、出産、乳幼児期までを通じて、母子の健康の保持増進に関する継続的な支援に取り組むとともに、子ども・若者が生涯を通じて健康に過ごすことができるよう、心身の健康づくりを推進します。

施策

1 母子に対する健康支援

- ① 妊娠期から乳幼児期を通じた支援
- ② 相談体制の充実

2 子ども・若者の健康づくり

- ① 体力と健康づくり
- ② こころの健康づくり

基本目標 III

子どもが自分らしく成長・活躍できる環境・機会づくり

幼児教育・保育の質の向上を通じて、こどもの健やかな成長を支援するとともに、こどもが自分の良さや可能性を伸ばし、社会を生き抜く力を身につけることができるよう、学校教育の充実を図ります。また、子ども・若者それぞれの夢や希望を叶えるための機会の提供や支援を推進します。

施策

1 幼児期までの教育・保育の充実

- ① 保育サービスの充実

2 安心して学ぶことができる学校づくり

- ① 教育の充実と環境の整備
- ② 学校における指導・運営体制の充実

3 子ども・若者が活躍できる機会づくり

- ① 国際交流の推進と可能性を広げるための知識の充実
- ② ライフデザインを描くための支援

4 若者の就労や結婚の希望を叶えるための支援

- ① 若者の雇用と経済的基盤安定のための支援
- ② 結婚の希望が叶えられる環境づくり

5 安全・安心なまちづくりの推進

- ① 交通安全・防犯対策の推進
- ② 安全・安心な環境の整備

基本目標 IV

配慮を必要とする子どもや家庭への支援の充実

すべての子ども・若者がしあわせな状態で成長できるよう、障がいのある子どもや外国にルーツを持つ子どもなどに対して、個々の現状などに応じたきめ細やかな支援を行います。また、虐待やヤングケアラー、いじめ、貧困などの困難な状況に置かれた子ども・若者やその家庭について、受け止め支える体制やしくみづくりを推進します。

施策

1 困難な状況にある子ども・若者への支援

- ① 障がいのある子ども・若者の支援
- ② ヤングケアラーやひきこもり状態にある若者の支援
- ③ 外国にルーツを持つ子どもの支援

2 こどもの虐待防止の強化

- ① 虐待の未然防止と総合的な支援

3 こどもの貧困解消の支援

- ① 教育機会の充実
- ② 生活の安定に向けた支援の推進

基本目標 V

子育て家庭への支援の充実

子育て当事者の不安や孤立感、仕事との両立などについての悩みが軽減され、子育てに喜びやしあわせを感じることができるよう、子育て家庭のニーズに応じた子育て支援サービスの充実やわかりやすい情報提供に努めます。また、身近な地域で安心して子育てができるよう、地域ぐるみで子育てを支援する取り組みを推進します。

施策

1 子育て支援の充実

- ① 子育てに関する相談支援体制の充実
- ② 子育てを学ぶ機会の充実
- ③ 子育てに関する経済的負担の軽減

2 地域における子育て支援の推進

- ① 地域における親子の居場所づくりの推進
- ② 地域ぐるみの子育て支援体制の強化

3 子育てと仕事の両立支援

- ① 共働き・共育での推進

4 ひとり親家庭への支援

- ① ひとり親家庭の自立の促進

4つの原則

- ① 差別的禁止
(差別がないこと)
- ② こどもの最善の利益
(こどもにとって最もよいこと)
- ③ 生命、生存及び発達に対する権利
(命を守られ成長できること)
- ④ こどもの意見の尊重
(こどもが意味のある参加ができること)

こどもの権利とは？

こどもが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利で、すべてのこどもが生まれたときから持っているものです。「子どもの権利条約」では、人生の中でとても大切な時期である「こども」の時期だからこそ大切にされる4つの原則が定められています。

